鶴岡市農業委員会第２０回東部農地部会議事録

日　　時 場　　所	令和７年７月１５日(火)　午前９時３０分 鶴岡市藤島庁舎　３階　大会議室
出　　席 農業委員	1番　金野　匡良　　2番　菅原　仁　　3番　伊藤　由紀子 4番　鈴木　聡　　5番　野村　恵　　6番　工藤　久子 7番　小林　博　　9番　丸山　伸一　　10番　石井　光明
出　　席 推進委員	1番　森　秀弘　　2番　井上　克浩　　3番　石川　守 4番　齋藤　功　　5番　齋藤　万里子　　6番　齋藤　和博 7番　新舘　登　　8番　齋藤　政伸　　9番　菅原　輝康 10番　河井　健次　　12番　黒井　涼子　　13番　若生　正人 15番　齋藤　智
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	8番　渡部　修 委員　　11番　富樫　初 推進委員 14番 清野　吉喜 推進委員
事　務　局	局長　黒井　布美　　主査　工藤　仁　　専門員　照井　明嗣 主事　奥山　立　　主事　齋藤　静　　主事　長堀　亜由 羽黒分室専門員　今井　政和　　櫛引分室主査　渡部　千歌 櫛引分室主事　佐藤　菜々子　朝日分室専門員　井上　聖
議事日程	１．開会 ２．議事録署名委員の選出 ３．会期の決定 ４．報告 ５．議事 ６．閉会
	開　　会　　午前　９：３０
議　　長	本日の欠席届は、8番 渡部 修 委員、11番 富樫 初 推進委員、14番 清野 吉喜推進委員であります。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第20回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	（異議なしの声あり）
議　　長	異議ないものと認め、3番 伊藤 由紀子 委員、4番 鈴木 聡 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議　　長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議　　長	報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について 報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について 報告第３号　農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事　務　局	(説　明)≪報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について≫
	(説　明)≪報告第２号　農地法第18条第６項の規定による通知について≫
	(説　明)≪報告第３号　農地の転用事実に関する照会について≫
議　　長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議　　長	ないようなので、これより議事に入ります。議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	(説　明)≪議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について≫
議　　長	これは３条案件でありますので、現地調査について担当委員の報告をお願いします。9番 丸山委員。
9番委員	9番 丸山です。羽9.10.11.12の案件について報告いたします。7月8日私と金野委員、事務局2名の計4名で現地調査を行いました。すべての農地が綺麗に整理されていましたので、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件すべてを満たしていると判断いたしました。
議　　長	7番 小林委員。
7番委員	7番小林です。7月10日に私と富樫推進委員、事務局1名で現地調査を実施したので報告します。櫛15については、受人の農作業歴は30年で、現在は畑でリンゴ栽培をしており、申請地でリンゴを作付けする予定となっております。櫛16については、受人は農作業歴58年の認定農業者で、水稲や柿を作付けしています。申請地においては、もともと植えてある柿をそのまま栽培する予定です。櫛17については、借人の要望により賃貸借権を設定するもので、契約終了日と賃借料を、申請地の隣地であり受け手が借りている畑と同じになるように設定しています。受け手は認定農業者である法人で、必要な農機具を確保しており、申請地ではカブを作付けする予定となっています。櫛18については、認定新規就農者となった借人が、貸人である夫とは別の経営を立ち上げるため、借人の耕作する農地に使用貸借権を設定するものです。借人はコケ栽培の営農を予定しており、県外の業者から1年間の研修を受け、技術を取得し、必要な農機具も確保しています。申請地でもコケを作付けする計画となっています。以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないことを報告いたします。
議　　長	4番 齋藤推進委員。

4番推進委員	4番齋藤です。藤17～藤21まで、7月8日に現地調査を実施しましたので報告いたします。藤17については、申請地に隣接する土地を耕作する受人により、まとめて耕作するということで話がまとまったものです。自家野菜などを作付けする予定で、適正な管理がされております。藤18については、渡人の希望により受人に譲渡するものです。受け手は認定農業者であり、十分管理・耕作可能と判断します。藤19と藤20について、渡人の所有する農地を受人が買入れることになったものです。水稲・大豆・自家野菜などを作付けする予定で、現在まで中間管理機構を通して借入れ・耕作していることもあり、許可相当と判断しました。藤21については、受人の希望により譲渡するものです。自家野菜を作付けする予定で、受け手の農作業歴は40年になります。いずれの案件も現地調査の結果、適正に管理されており、農地法第3条第2項の各号に該当せず許可相当と判断しました。以上です。
議　　長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（発言者なし）
議　　長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議　　長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。 続いて、議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	（説　明）≪議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について≫
議　　長	5条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。9番丸山委員。
9番 委 員	9番丸山です。羽2について、7月8日、私と金野委員、事務局2名の計4名で現地確認をいたしました。受人は近所に実家があり、新築1戸建てを建設するための申請でありました。申請地は、現在耕作されておらず、また集落の中に位置し、周辺農地への影響もないということで、許可しても問題ないと判断いたしました。
議　　長	15番 齋藤推進委員。
15番推進委員	15番齋藤です。朝1について、6月25日、私と事務局2名で現地確認をいたしました。現在使用している格納庫では手狭になったため、新たに農機具格納庫兼作業小屋を新設するものです。対象地は農振農用地区域外の第1種農地で、受け手の作付け農場から近い利便性のよい場所です。三方を道路と建物に囲まれており、隣接農地はありますが、受け手が管理している農地でもあり、周辺農地の営農活動には支障がないと判断したことを報告します。
議　　長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（発言者なし）
議　　長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。

	（全員賛成）
議　　　長	全員賛成により、議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請については、原案通り決しました。　続いて、議案第３号　非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事　務　局	（説　明）≪議案第３号　非農地証明願について≫
議　　　長	現地調査について担当の委員の報告をお願いします。９番 丸山 委員。
９番 委 員	９番丸山です。羽１について、６月９日菅原委員と齋藤委員、職員２名で現地確認を行いました。20 年以上耕作されておらず、大木が発生しており、周辺への影響もなかったことから、非農地への地目変更はやむを得ないと判断しました。
議　　　長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	（発言者なし）
議　　　長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第３号　非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員賛成）
議　　　長	全員賛成により、議案第３号　非農地証明願については、原案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第 20 回東部農地部会を終了いたします。
	閉　　会　　午前９：５０

議　　長	石井 光明
議事録署名委員	伊藤 由紀子
議事録署名委員	鈴木 聡